

ごみコミえべっ

52号

ごみ・資源物は収集日当日、朝9時までにごみステーションに出しましょう。

指定ごみ袋は
1枚からでも
購入できます。

4月からの「ごみの収集日カレンダー」は裏面です

4月からの収集日カレンダーが送られてこないとお問い合わせが寄せられることがあります。4月以降の収集日カレンダーは、すでにお配りしている3月までのカレンダーの裏面に掲載されています。いま一度ご確認のうえ、引き続きご使用ください。

【うら（4月から）】



【詳細】廃棄物対策課

☎383・4211

平成27年度生ごみ堆肥化容器購入助成のご案内

市では、生ごみの減量を目的に堆肥化容器の購入費の一部を助成しています。

①受付期間

4月1日(木)から受付を開始し、150件に達した時点で受付を締め切ります。

②申請から購入まで

購入前に申請書を廃棄物対

策課減量推進係（〒0051-0051 工米町14-3）へ提出してください。申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、環境室廃棄物対策課、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、鉄南地区センター、豊幌地区センターでも配布しています。提出後、廃棄物対策課より決定通知をお送りしますので、市内登録販売店で購入してください。

策課減量推進係（〒0051-0051 工米町14-3）へ提出してください。申請書類は市ホームページでダウンロードできるほか、環境室廃棄物対策課、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、鉄南地区センター、豊幌地区センターでも配布しています。提出後、廃棄物対策課より決定通知をお送りしますので、市内登録販売店で購入してください。

対象の容器	段ボール式	密閉式	コンポスター
設置場所	屋内	屋内	屋外
助成額	1,000円		
自己負担額	573円	1,000円～2,000円	3,000円～7,000円

【詳細】廃棄物対策課
☎383・4211

共同住宅専用のごみステーションの設置義務

4戸以上のアパート、マンションなどの共同住宅には、その敷地内に専用のごみステーションを設置することが、市条例で義務付けられています。この設置義務は既存の共同住宅にも適用されますので、既に共同住宅を所有しており、専用ごみステーションを設置していない場合は、早急に設置をお願いします。



【詳細】廃棄物対策課

☎383・4217

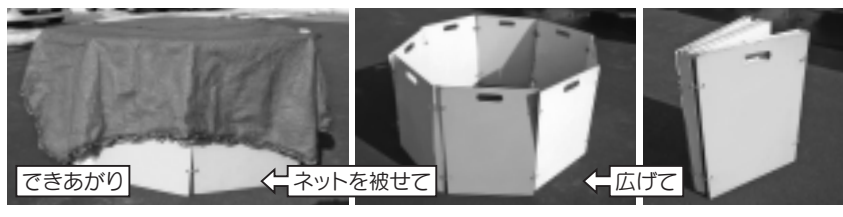
ガラス除けサークルのご相談と貸し出し

市では、ごみステーションのガラスによる被害防止に効果がある「ガラス除けサークル」の導入を推奨しています。また、サークルと併せてごみネットを使用し、さらにネットの周囲に金属製のチェーンを取り付けること

で、ごみネットのめくり上がり防止に効果があります。なお、市では「ガラス除けサークル」を一定期間貸し出していますので、お気軽にお問い合わせください。
※サークルは車道や歩道に固定することができません。収集後は必ず片付けるようお願いいたします。

【詳細】廃棄物対策課
☎383・4217

ごみネットの周囲に金属製のチェーンを付けると、ごみネットのめくり上がり防止効果があります！



「いのちのつなごう」

多量のごみの出し方

1 環境クリーンセンターに搬入する場合

環境クリーンセンターに家庭ごみを搬入する場合は、次の点にご注意ください。

- ① 持ち込めるごみは、江別市内で発生したごみに限ります。
- ② 持ち込みは原則としてご自分での搬入に限ります。
- ③ 搬入車両が混雑した場合、安全のためにお待ちいただくことがあります。誘導員の指示に従ってください。
- ④ ごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分別して搬入し、誘導員の指示に従い、ご自分で降ろしてください。
- ⑤ 袋を使う場合は、中身が見える袋を使用してください。

なお、ステーションなどに

出すための「指定ごみ袋」「ごみ処理券」「大型ごみ処理シール」は使えません。

- ⑥ 受入日は、1月1日～3日、電気設備定期点検日（平成27年度は7月予定）を除く午前9時～12時、午後1時～5時です。
- ⑦ 家庭ごみの処理手数料は10kgにつき90円（現金払い）です。

〔問合せ〕環境クリーンセンター（八幡122） ☎391-0422

2 ごみステーションに出す場合

多量のごみを一度にごみステーションに出すと、他の利用者迷惑をかけることになり、少量ずつ回数に分けて出すなどの協力をお願いします。なお、一度にごみステーションに出せる量は120ℓまでです。

3 許可業者に依頼する場合
ご自分で処理できない場合は、許可業者にごみ処理を依頼してください（有料）。

〔問合せ〕江別リサイクル事業協同組合 ☎385-7124

大型ごみの出し方
大型ごみは、戸別有料収集になりますので、事前に「大型ごみ受付センター」に電話で申し込みが必要です。

〔問合せ〕大型ごみ受付センター ☎380-6000

危険ごみの出し方

「スプレー缶・ガスカセット缶」と「ライター」は、中身を除くだけ使い切ったからそれぞれを別々の袋に入れて、「危険ごみ」の収集日に出してください。

なお、中身を使い切れない

場合でも、穴をあけずに中身の入った状態で出してください。

※穴を空けてしまった場合でも、液体が缶の中に残っていますので、「燃やせないごみ」に出さずに、「危険ごみ」に出してください。

〔詳細〕廃棄物対策課 ☎383-4217

枝・木、廃木材の出し方

「枝・木、廃木材」は、束にして出すことができます。

なお、一度にごみステーションなどに出せるのは4束までです。ご注意ください。

地域清掃のごみの出し方

自治会の地域清掃などで集めた「ごみ」は、次の方法で収集します。事前に実施日、実施内容などをご連絡ください。

出し方は量に関わらず、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「危険ごみ」に分別し、公共ごみ袋（各自治会に配布しています）に入れ、それぞれ

の収集日の朝9時までにごみステーションに出してください。家庭ごみと同時に収集します。なお、多量の場合には、別に収集しますので、ステーション以外の場所（任意の場所）に集積してください。

い。

※地域清掃が集中する時期は、ご希望の日時に回収できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お問い合わせ
土や砂はごみとして処理することができません。

〔詳細〕廃棄物対策課 ☎383-4217

〔詳細〕廃棄物対策課 ☎383-4217

※ごみの出し方の詳細については、平成25年10月発行の「ごみと資源物の分別の手引き」でご確認ください。

「無許可」の回収業者にご注意ください

「ご家庭の不用品を回収します」と宣伝しながら軽トラックなどで回収して回っている業者がいます。このような回収業者のほとんどは、ごみの回収に必要な許可を持っておらず、収集した廃家電や大型ごみの多くが適正に処分されずに、不法投棄や不適正に処理されたりしています。

特に回収費用を請求する業者は違法業者です。

廃家電や大型ごみを収集するには、江別市で発行している一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。江別市が許可した一般廃棄物収集業者は、

トラックなどで拡声器を使いながら回収することはありません。

不用になった家電製品や大型ごみなどは、必ず「ごみと資源物の分別の手引き」をご確認のうえ、適正に処分してください。

〔詳細〕廃棄物対策課 ☎383-4211

